

第4 第6期計画における重点的な取組

第5期計画における取組状況と計画推進のための基本的事項を踏まえ、第6期計画においては、以下の事項について重点的に取り組みます。

1 相談支援体制の充実と強化

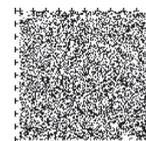
障がいのある人が、地域において自立した日常生活や社会生活を送るため、多様化するニーズや課題に対応し、重度化・高齢化した人であっても必要なサービスが利用できるよう、以下の点について取組を進めます。

- ・ 市が任命している身体障害者相談員および知的障害者相談員が市民に身近な存在であることを周知啓発し、相談員の活用を図るとともに障がい者が気軽に相談できる相談体制を強化する。
- ・ 相談支援専門員の配置について、障がい福祉サービス事業者に促すとともに、報酬改定について国に要望していく。
- ・ 基幹相談支援センターを中心とした「函館市障がい児・者あんしんネットワーク」の機能を担う事業所登録数を増やし、「親亡き後」などを見据えた将来の不安解消を含めた相談支援体制の強化を図る。
- ・ 市内10か所の函館市地域包括支援センターを多機能化し、新たな福祉拠点を整備することにより、アウトリーチを含む相談支援体制の充実・強化を図る。
- ・ 函館地域障害者自立支援協議会において、市、相談支援事業者、サービス提供事業者、当事者および家族等が参加し、相談体制の強化について協議を進める。
- ・ 研修会や養成講座等を開催し、相談支援に携わる人材の育成やスキルの向上を図る。
- ・ 障がい福祉に関する事業を担う人材確保のため、高齢福祉関係課とともに、養成講座の開催や研修機会の周知・広報を行う。

2 障がいのある人の地域生活への移行促進

福祉施設に入所している人に加え、特に重度化・高齢化した障がいのある人や長期入院している精神障がいのある人の地域生活への移行を促進するため、以下の点について取組を進めます。

- ・ 基幹相談支援センターが中心となり、福祉施設や相談支援事業所等と連携し、障がいのある人が地域で受けられる福祉サービスの周知を図り、地域移行と地域定着を進めていく。
- ・ 共同生活援助（グループホーム）の新規整備や拡大に向けて、事業者に対し各種補助制度の積極的な周知を行い、提供体制を確保する。
- ・ 函館地域障害者自立支援協議会をはじめ、障がい者に関わる機関・団体等が集まる場を活用し、障がいのある人に対する差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取り組みを推進するための検討を行う。
- ・ 函館地域障害者自立支援協議会地域定着部会において、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた関係者間の協議を継続していく。



3 地域社会の支え合い

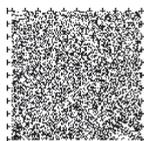
地域生活に移行した人が、安心して自立した生活を営むことができるよう、以下の点について取組を進めます。

- ・ 障がいに対する理解の普及および啓発のため、小・中学生を対象としたノーマリー教室をはじめとしたノーマライゼーション推進事業を函館市福祉協議会に委託し、実施する。
- ・ 障がいのある人が地域で暮らし続けることができるように、国や道、他市町村との連携のもと各種福祉サービス等を提供するほか、行政だけでは十分に対応できないインフォーマルなサービスを町会や関係団体等が協力し、補完できるような環境づくりを進める。
- ・ 講演会や広報紙、リーフレット、ホームページなどを活用し、市民やボランティア、関係機関・団体などの連携により障がいのある人を地域として支える意識を醸成していく。
- ・ 災害など緊急に避難が必要なときに手助けが必要な人に対し、地域で協力・連携して支援を行うため、避難行動要支援者名簿の定期的な見直しを行うとともに、災害時にも障がいのある人が支援を受けやすくする方策を検討する。
- ・ 近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、障害者支援施設等に対し、平時から災害や感染症等の発生時におけるマニュアル整備を指導するとともに、応援体制の構築を図る。
- ・ 視覚障がいのある人等が身近な地域において情報提供が受けられるよう、地域の公共図書館や視覚障害者図書館等との連携を進め、読書バリアフリーを推進する。

4 障がいのある人の就労の促進

障がいのある人が、その程度にかかわらず、社会に参加し、収入を得て、生きがいを持って生活できるよう、個々のニーズや特性に配慮しながら、以下の点について取組を進めます。

- ・ 函館公共職業安定所や道南しょうがい者就業・生活支援センター（すてっぷ）などとの連携および函館地域障害者自立支援協議会就労部会などを活用し、障がいのある人の一般就労の拡大に向けた活動を進める。
- ・ 就労移行支援や就労継続支援などの事業所拡大について、事業者に対する情報提供および相談・助言を行う。
- ・ 障がいのある人の働く場の創出と社会参加および生きがいづくりの推進のため、農福連携や水福連携などをはじめ、さまざまな分野の活動について情報収集を進め、連携・協力を図る。
- ・ 授産製品の受注拡大による工賃向上のため、「函館市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者就労施設等の授産製品や役務に関する調査と庁内部局等とのマッチングを行う。



5 障がいのある子どもに対する支援の強化

障がいのある子どもおよびその保護者を支援するため、以下の点についての取組を進めます。

- ・ 障がいのある子どもを早期に発見し、早期に支援する体制を充実させるとともに、児童通所支援等のサービスの量と質を確保する。
- ・ 保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関が相互に連携し、障がいのある子どものライフステージに沿った、切れ目のない一貫した支援を提供していく。
- ・ 障がいのある子どもやその保護者の希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における受入体制を整備する。
- ・ 障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を推進するため、通常の学級や特別支援学級、通級指導教室において適切な指導・支援を行う特別支援教育と関連機関との連携を進める。
- ・ 人工呼吸器や経管栄養など、生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器が必要な医療的ケア児の育ちを保障するため、医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届けるコーディネーターを配置する。

6 権利擁護の推進

障がいのある人の権利と利益を擁護するため、以下の点について取組を進めます。

- ・ 障がいを理由とする差別の解消や障がいの特性に応じた必要な配慮の提供などについて、市民や事業者に対し、リーフレットの配布や出前講座、ホームページなどを活用し、普及啓発を図る。
- ・ 函館市要援護高齢者・障がい者対策協議会をはじめ、障がいのある人に関わる様々な関係機関が集まる機会を利用し、虐待の未然防止や早期発見、適切な支援につなげるための協議を行い、協力体制や支援体制の強化を図る。
- ・ 函館市成年後見センターによる成年後見制度の市民への周知と利用促進を図り、市民後見、法人後見に関する支援を進める。
- ・ 障がい福祉サービス等の事業所の職員に対し、権利擁護の視点も含めた研修を開催するとともに、職員がいきいきと支援に従事できるようにするための職員の処遇改善等による職場環境の改善に向けた指導を実施する。

